

記者資料提供（令和3年3月29日）

健康局地域医療課

公立大学法人神戸市看護大学法人本部

神戸市看護大学における向精神薬試験施設の廃止・登録及び

麻薬・向精神薬の管理に関する不適切事案について

1. 概要

平成31年4月に神戸市看護大学が公立大学法人に移行する際、向精神薬試験研究施設にかかる神戸市の廃止届及び法人の登録手続きが行われていなかった。

また、それに伴い、学内の薬品をはじめとする化学物質の総点検を実施したところ、動物解剖実験での麻酔薬として購入した下記の麻薬及び向精神薬が、いずれも施錠された保管庫に保管されていることがこの度判明した。

なお、麻薬（ケタミン）については、平成8年ごろに購入されたもので平成19年に麻薬に指定された。発見時は、未使用・未開封のまま、施錠された保管庫内に長期間放置された状態であった。

＜保管されていた麻薬及び向精神薬＞

- ・ケタミン 1g（未開封）
種類 麻薬 購入日 平成8年頃
平成19年1月麻薬に指定
- ・ネンブタール注射液 50ml（残量47ml）
種類 向精神薬 購入日 平成8年4月
- ・ソムノペンチル麻酔用注射液 100ml（残量95ml）
種類 向精神薬 購入日 平成22年4月
- ・ソムノペンチル麻酔用注射液 100ml（残量30ml）
種類 向精神薬 購入日 平成24年頃
- ・パルビツールナトリウム 25g（未開封）
種類 向精神薬 購入日 平成8年頃

2. 対応

向精神薬試験研究施設の廃止・登録手続きについては、令和2年7月に神戸市及び法人よりそれぞれ兵庫県に必要書類を提出。

ケタミンについては、兵庫県より、麻薬及び向精神薬取締法による不法譲渡譲受及び不法所持との指摘を受け、1月14日に兵庫県の立入調査を受け、調査当日に所有権放棄のうえ兵庫県に任意に提出。

3月29日に兵庫県に対し麻薬及び向精神薬についての経緯、原因、理由、再発防止策をまとめて報告した。

3. 原因

- ・学内で毒物及び劇物管理規程に基づく管理責任者の指名など薬品の適切な管理が行われず、購入した教員個人による管理になっており、当該教員の退職後、把握されない状態で保管されていたこと。
- ・薬物取扱い変更等の通知に関する国や兵庫県の通知が十分学内周知されていなかったこと。

4. 再発防止策

以下のとおり体制を強化する。

- ① 学内で管理する薬品類の取扱いについては、法令を遵守する。
- ② 今後、学内での教育・研究活動では、原則麻薬を使用しないこととする。万一、麻薬を使用しようとする場合は、改めて学内において委員会等で十分に検討し、法令に基づき免許を取得するとともに、麻薬の取扱いについては、法令を遵守し、適正に管理する。
- ③ 今後、購入保管後に、麻薬等に指定され、管理や取扱いが強化される場合に備えて、法令改正等の情報共有及び保管管理する薬品類の一斉点検が速やかに行える体制を整える。
- ④ 規制薬物等の管理に関する委員会や、規制薬物等の管理責任者の設置などその適正管理について、法人組織の体制及び諸規定を改めて整理する。
- ⑤ 今後も実験室及び実習室にある規制薬物の再点検を行い、管理番号の付与、場所指定等とともに、使用記録簿の適正化を行う。
- ⑥ 規制薬物の購入については、教員の依頼により、事務局で行い、教員が作成する使用記録簿とは別に、事務局においても購入台帳を作成する。
- ⑦ 保管庫の鍵については、事務局で管理することとし、規制薬物の厳格な保管、管理を行う。なお、使用記録簿については、購入、使用、廃棄の都度記入し、定期的に管理責任者、事務局の承認を得ることとする。
- ⑧ 規制薬物の残量等の確認を内部監査として教員と事務局で、年に1回以上行う。